

返戻金制度について

◆返戻金制度に関する事項

当社の紹介により採用した者が入社後 3 ヶ月以内に本人の都合による退社、又は本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求職者に返礼する制度です。

返金する場合は、下記の通りとする。

- ・入社後 30 日以内に退社： 紹介料の 80%を返還する
- ・入社後 60 日以内に退社： 紹介料の 40%を返還する
- ・入社後 90 日以内に退社： 紹介料の 20%を返還する

但し、求人者の採用した者に対する対応が、各種労働関連法令に違反し、それを理由に採用した者が一身上の都合にて退職した場合には、紹介手数料を返還しないこととする。

また、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。

※ 派遣先で就業中の派遣労働者を紹介することにより発生する紹介手数料や、紹介予定派遣により発生した紹介手数料については、この返戻金制度は適用しない。